

議案第17号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 30,900円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 38,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 45,100円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,600円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,500円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,400円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,300円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 125,200円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 132,200円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 139,200円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 146,100円

第3条第4項中「第2項」を「第4項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,000円」を「19,400円」に、「39,000円」を「44,800円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,000円」を「19,400円」に、「21,000円」を「24,300円」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,000円」を「19,400円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、720万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、1,020万円とする。

第5条第3項中「第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）」、
ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」を「第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）」、
ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の北本市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の

保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。